

介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）管理運営要領（案）

第1 通則

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

都道府県は基金を設置するにあたり、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ア 基金の設置目的
- イ 基金の額
- ウ 基金の管理
- エ 運用益の処理
- オ 基金の処分

(3) 基金事業の実施

ア 基金事業計画の作成等

(ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「特別対策事業計画」という。）を策定し、都道府県に報告するものとする。

(イ) 都道府県は、平成23年度末までに実施する特別対策事業計画を策定するものとする。

(ウ) 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業計画及び都道府県の特別対策事業計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画（以下「基金事業計画」という。）を策定する。

イ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ、基金から取崩し、支出するものとする。

ウ 基金事業計画の見直し

都道府県は、必要に応じて、基金事業計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（第2の（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

ア 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年6月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）のアの（ウ）の「23年度末」を「24年6月末」と読み替えるものとする。

イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式により解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに保有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、平成23年度の事業実施状況報告については、（7）のイによるものとする。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業とする。各事業の対象施設等その他の詳細については、別表1に掲げるとおりとする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業

オ その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、事業者への補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等

ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。

ウ 都道府県は、ウの助成決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ウ イに基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業者に対し都道府県が助成することにより実施する特別対策事業の場合

都道府県が、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として事業者に助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 特別対策事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、都

道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業者は、特別対策事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を特別対策事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙〇の様式により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(2) 市町村が実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が実施する特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合

都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (2) のイ、ウ及びエに掲げる条件

イ 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければ

ならない。

(ア) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。

以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。

a. 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

b. 建物等の用途

c. 利用定員

(イ) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

(エ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(オ) 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(キ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(ク) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(ケ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(コ) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、

契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(サ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

オ 事業者がイより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (1) のキ、(2) のカ及び(3) のエにより付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) (1) のス、(2) のケ及び(3) のオにより付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 助成額の算定方法

(1) 特別対策事業の助成額は、地域介護・福祉空間整備交付金の面的整備計画の考え方に準じて、計画ごとに助成するものとし、次により算出する。

なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 計画に記載された事業につき、対象経費の実支出額の合計額と、別表1第●欄に定める配分基礎単価を基に「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成18年5月29日老発第0529001号本職通知）」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要項」に準じて算出した基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

② 別表2の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、上記①により算定した額に第3欄に定める加算額を加算することとする。

- ③ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2の第2欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、上記①及び②により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算して取り扱うこととする。

第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 特別対策事業の詳細

項目	対象施設等	配分基礎単価	対象経費	補助率
<p>1. 介護基盤の緊急整備特別対策事業</p>	<p>①小規模施設（定員29名以下） ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・小規模ケアハウス（特定施設） [以上3施設はユニット型を基本とするが、地域における特別な事情も踏まえるものとする] ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・夜間対応型訪問介護ステーション ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）</p>	<p>・小規模特別養護老人ホーム 350万円×定員 ・小規模ケアハウス 350万円×定員 4, 375万円/一施設 2, 625万円/一施設 2, 625万円/一施設 1, 000万円/一施設 500万円/一施設 750万円/一施設 100万円/一施設 3, 000万円/一施設</p>	<p>市町村の整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（1）のアからオに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>定額</p>
<p>2. 既存施設の sprinkler 整備特別対策事業</p> <p>※ 設置主体が地方公共団体等であるものを除く。</p>	<p>①広域型施設 ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 ・養護老人ホーム ・老人短期入所施設（併設を含む）</p> <p>②有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る）</p> <p>③小規模多機能型居宅介護事業所（275㎡以上であり、かつ、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る）</p>	<p>1, 000㎡以上の平屋建ての場合 17千円/㎡</p> <p>275㎡以上 1, 000㎡未満の場合 9千円/㎡</p>	<p> sprinkler 整備計画に基づく施設等の sprinkler 整備（ sprinkler 設備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3の（1）のアからオに定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>定額</p>

別表 2

特別対策事業に係る配分基礎単価の特別措置

1 区 分	2 対象施設の種類の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス 	別添に定める補助単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス 	別添に定める補助単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別添に定める補助単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別添に定める補助単価に0.30を乗じて得た額

〇〇（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、〇〇（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することを目的とする。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が国から交付を受ける介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に、その効力を失う。ただし、第六条の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

○ 都道府県等による補助に対する地方財政措置の拡充について

1 平成18年度に一般財源化された都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）による補助金に対しては、

- ・ 「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定することとされており、その元利償還金については、後年度にその100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

2 今般、平成21年度補正予算（案）に計上している市町村交付金の拡充（単価の増）と併せ、都道府県等による補助金についても、その地方財政措置の拡充を検討しているところである。

詳細については総務省において検討中であるが、特別の地方債発行額の算定基礎について、次のとおり見直しされる予定である。

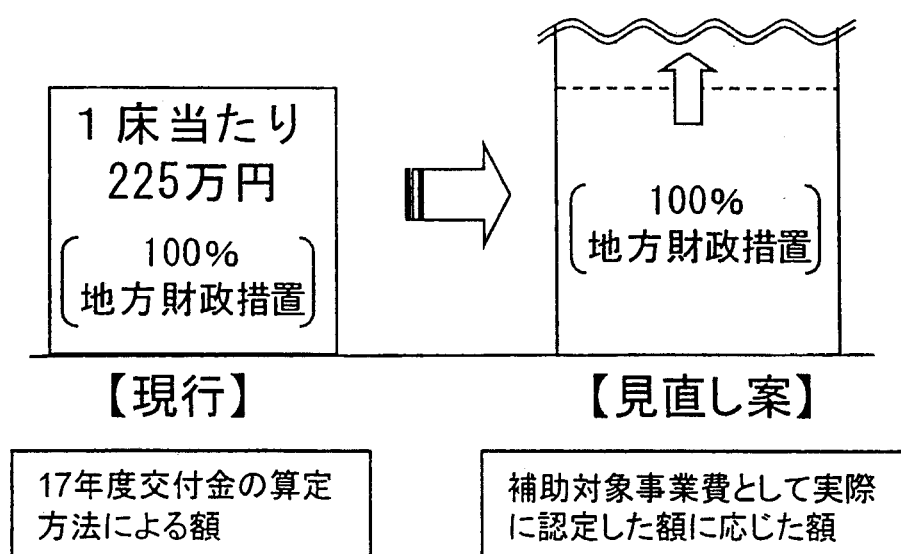
現 状

- ・ 一般財源化前の平成17年度都道府県交付金の要綱等に基づいて算定した額（特別養護老人ホームの場合、1床当たり225万円×定員数）

見直し(案)

- ・ 各都道府県等が実情に応じ補助対象事業費として実際に認定した額に応じた額

イメージ図



※ なお、市町村交付金の拡充（地域密着型特別養護老人ホームの場合、1床当

たり200万円 → 350万円)に係る考え方は次のとおり。

- ・ 現在、特別養護老人ホームの公共スペース（居室及び共同生活室等個人の利用に係るものを除いた部分）を対象に、1床当たり400万円の事業費（整備実績のうち低価格な水準）を対象としているところ、平成21～23年度の3年間に限定し、最近の標準的事業費を勘案して700万円を補助対象事業費とすることとしたものである。

3 上記及び次の点を踏まえつつ、各都道府県等の財政当局と十分協議のうえ、適切な財政支援を行うようにしていただきたい。

- ① 今回の地方財政措置の拡充については、国の経済危機対策（市町村交付金の拡充：単価増）に併せ行われるものであるが、都道府県等において行われる上乗せ補助（施設整備補助金における1/4相当分）について、拡充（単価増）することを義務づけるものではないこと。
- ② ①のとおり拡充は求めないものの、介護拠点整備を緊急に推進する観点から、事業者に対する整備費補助を上乗せする、という今回の拡充の趣旨に鑑み、現在の都道府県等による上乗せ補助（1/4相当分）に係る補助金額等について、今回の措置に伴い切り下げることなく、少なくとも現行の補助制度を維持していただきたいものであること。

施設開設準備経費等に対する支援（案）

① 施設開設準備経費助成特別対策事業

1. 事業の目的

円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成を行う。

(3) 対象施設 (都道府県事業)：
特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム
(市町村事業)：
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

(4) 対象条件 新規開設又は増床に伴う円滑な開設のため、開設前に看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備を行うこと。

(5) 対象経費（開設前の6ヶ月間に係る経費）

- ・ 開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費（最大6ヶ月間の訓練等の期間）
- ・ 開設のための普及啓発経費
（地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催）
（利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介）
- ・ 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
- ・ 開設に当たっての周知・広報経費
（パンフレット、ホームページの開設等のPR費用）
- ・ 開設準備事務経費
（経営コンサルタント〔会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等〕に要する経費）
- ・ その他開設の準備に必要な経費

(6) 助成額 60万円×定員数（※）を上限とする。
※小規模多機能型居宅介護事業所は、宿泊定員数とする。

3. 予算額 約673億円（別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

② 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

1. 事業の目的

大都市部等において施設等用地の取得が困難なことにより、特別養護老人ホーム等の整備が進まないことを踏まえ、施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を授受した場合に助成を行うことにより、用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。

2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 定期借地権の設定により用地を確保し、一時金を授受した場合について助成を行う。

(3) 対象施設
・事業主体

- ① 特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- ② 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、民間企業等民間事業主体が整備・運営主体となるもの

(4) 助成条件 助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限る。
(保証金は対象外とする。)
定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。
※契約内容を確認の上、決定すること。

(5) 助成額 定期借地権設定に伴い授受される一時金(※)の半額を助成する。
※敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする

3. 留意事項

- ・ 定期借地権設定に際しての一時金については、その名称に関係なく、地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）を補助対象とし、保証金の性格（地代債務、契約終了時の建物撤去義務等の不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要するもの）を有するものは対象としない。

4. 予算額 約125億円（別途配分方法に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

(参考) 都道府県事務費 (①及び②に係る事務費)

1. 目的

今回の補正予算措置に伴う、都道府県の基金事業の管理、運営等の事務処理に要する費用に充てることにより、都道府県の事務負担の軽減を図りつつ、追加経済危機対策の一層の推進を支援するため、都道府県に事務費を交付する。

2. 内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 対象経費

ア 説明事務費用

- ・ 説明会開催費用 (管下市町村、事業者向け説明会の会場費、定期借地権研修会の定借アドバイザー講師謝礼、通信運搬費、関係書類作成費他)
- ・ 周知に要する費用 (ホームページ作成、掲載費用、広報誌掲載発行、概要チラシの作成費用等)

イ 実施事務費用

- ・ 交付金申請から実績報告までの一連の事務費 (申請書の審査等に要する経費 [賃金職員雇上費用]、振込手数料、通信運搬費 等)

(3) 助成額 厚生労働大臣が必要と認めた額

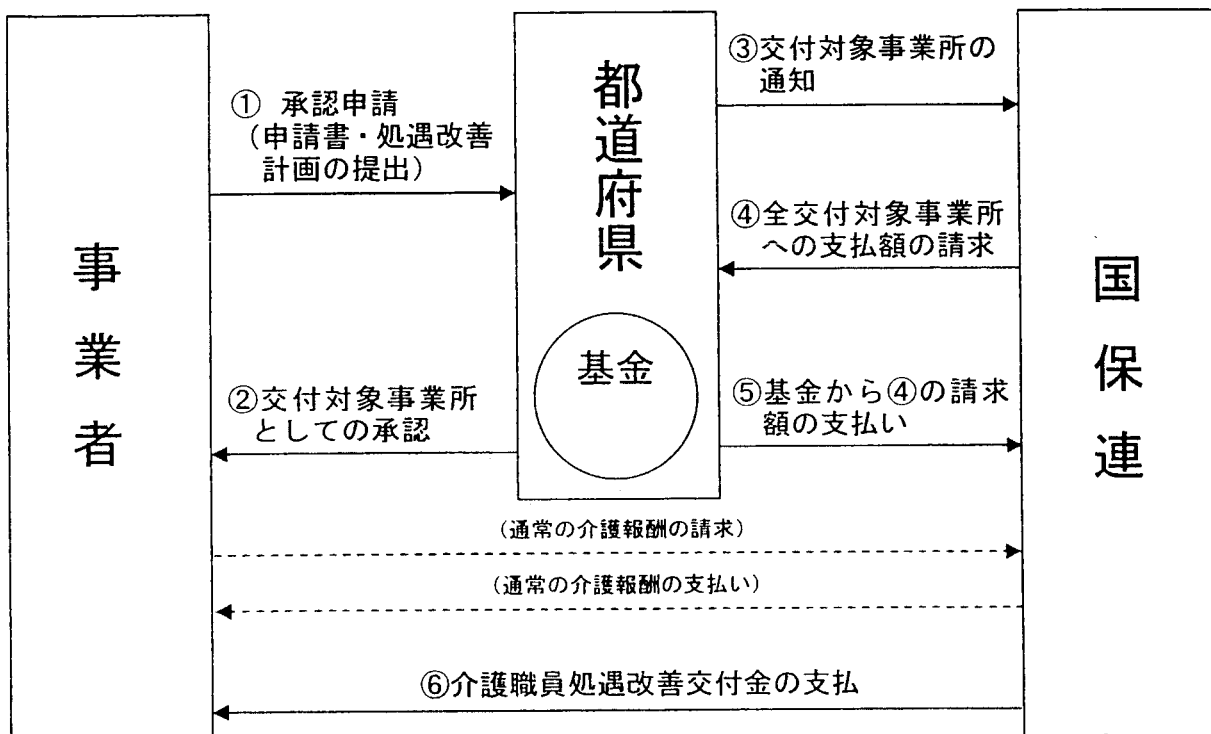
3. 予算額 ①及び②の内数 (別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。)

介護職員処遇改善交付金等
関係

(1) 都道府県の事務作業内容・事務手順

介護職員処遇改善交付金(仮称)の執行の仕組みについて(案)

1. 執行のスキーム (イメージ)



2. 都道府県の実施事務内容

(1) 事前の準備

① 都道府県の基金の造成

介護職員の賃金の確実な引き上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成（以下「本事業」という。）については、都道府県が基金を設置して実施することとしており、この基金に要する費用に充てるため、国から都道府県に対して、「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」を交付することとしている。

この交付金のうち、「介護職員処遇改善交付金」事業に充てる額の算定については、43ページのとおりである。また、この基金のため、各都道府県において条例の整備が必要となるが、当該条例の参考例（素案）については先般お示ししているところであり、「(調整中)」としていた部分を追記したものを46ページに掲載しているので、これを今後の作業の参考とされたい。

② 対象事業者の把握

本事業の対象となるすべての事業所を都道府県において把握する必要があるため、管内市町村の指定を受けた地域密着型サービス事業者について、管内市町村からの情報の提供を受けること。

③事業者への事前説明

本事業については、本年10月サービス分から対象となる事業者に助成することとしており、各都道府県において、準備が整いしだい、事業者からの申請を受け付けていただくこととしている。

については、この申請事務等を円滑に実施するため、各都道府県の実情に応じ、本年7月中を目途として管内の介護事業者を対象とする説明会を開催し、本事業による助成を受けるための申請手続や承認要件、交付額等について、事前に周知を図りたい。

(2) 事業者からの申請処理

①承認申請受付

本事業による交付金の交付を受けようとする介護事業者は、都道府県に対して、各事業所における介護職員1人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画書を添付して、交付の申請を行う。

申請は、原則として事業所単位で受け付けるものとするが、事業所単位での申請が実態にそぐわないと認められる場合には、事業者単位で受け付けても差し支えない。

また、申請は通年で受け付けるものとし、承認については、その決定がなされた年度の末日（サービス分）まで有効とする。したがって、基本的に、事業者は、年に1回申請を行うこととなる。承認を得られなかった事業者については、同一年度内に再度申請することもできる。

②申請書審査・対象事業所の承認

事業者からの申請書及び処遇改善計画書を、都道府県において審査を行う。

このとき、処遇改善計画書が、賃金改善の要件等を満たしていれば、都道府県は、当該事業者を本事業の交付金の対象事業者として承認するものとする。

③国保連へのデータ送付

都道府県は、承認した事業者の経営する事業所（以下「交付対象事業所」）について、国保連に伝達する。

国保連においては、交付対象事業所について、

- ・事業所異動連絡票情報の登録
- ・通常の介護報酬の請求時における本事業の交付金の額の算定
- ・都道府県に対して、全交付対象事業所への支払い額等の伝達を行う。

④国保連への資金の移動

都道府県は、国保連からの全交付対象事業所への支払い額の伝達を受け、当該額を基金から支出、国保連に支払う。

（これを受けて、国保連は、各事業所に介護職員処遇改善交付金を支払う。）

国保連においては、交付対象事業所について、

- ・交付金支払通知書の作成、送付
- ・指定口座への振込み

を行う。

《今後のスケジュール》

- 〔 7月 介護事業者への説明会
- 8月 準備のための申請受付開始 〕
- 9月 条例整備・基金造成、交付対象事業所の認定
- 10月 (算定対象サービスの提供開始)
- 11月 (算定対象サービスの請求)
- 12月 交付金の支払い開始 (国保連)